

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月7日

横浜市契約事務受任者  
こども青少年局長 齋藤 聖

1 契約の概要

新型コロナウイルス感染症対策に伴う手指消毒用アルコールの購入

2 履行（納品）場所

横浜市内の児童関係施設、放課後児童健全育成事業所等 1,205 か所

3 契約日

令和2年7月16日

4 履行日又は履行期間

令和2年8月21日まで

5 契約金額

12,249,600 円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社ジャパンサポートシステム（神奈川県横浜市旭区白根 6-67-22）

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に必要な十分な量の関連物品を早期に確保するには、通常の契約事務手続きでは時間的猶予が無かったため。

8 契約の相手方の選定理由

当該物品の市場流通が滞っている状況下で安定した調達を行うため、市災害対策本部物資チームによる重点取扱物資調達の取組により、事業者の選定を行った。

9 所管課

こども青少年局総務課、監査課、青少年育成課、放課後児童育成課、子育て支援課、こども家庭課、障害児福祉保健課、中央児童相談所